

川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

28川こ保第29号

平成28年4月1日市長決裁

(目的等)

第1条 この要綱は、保育所等を運営する法人が保育士の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部を補助することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「保育所等」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する市内の保育所(法第35条第4項の規定により認可を受けた保育所及び川崎市保育園条例(昭和28年川崎市条例第32号)第5条第1項の規定により市長が指定した保育所に限る。)
- (2) 法第6条の3第10項に規定する市内の小規模保育事業(川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例(平成26年川崎市条例第35号)第37条に規定する小規模保育事業C型を除く。)
- (3) 法第6条の3第12項に規定する市内の事業所内保育事業
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する市内の認定こども園
- (5) 第1号、第2号及び前号に掲げる保育所、小規模保育事業及び認定こども園への移行が決定した市内の認可外保育施設(移行が決定した年度の4月から移行するまでの間に限る。)

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、保育所等を運営する者(以下「事業実施者」という。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業実施者が、保育士宿舎(以下「補助対象施設」という。)を借り上げていること。
- (2) 事業実施者が、第5条の規定により補助対象となる保育士(川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号)附則第6項の規定により保育士とみなされる保健師、看護師若しくは准看護師又は同条例附則第8項の規定により保育士とみなされる幼稚園教諭、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者を含む。以下「補助対象保育士」という。)を補助対象施設に居住させていること。
- (3) 事業実施者が、保育士の就業継続のための研修への参加を奨励するなど、保育士の就業継続に努めていること。

(補助対象施設の要件)

第4条 補助対象施設は、補助対象保育士を居住させるために事業実施者が借り上げている

居住用の家屋及びこれらに付帯する工作物その他の施設（以下「宿舎」という。）とする。

（補助対象保育士の要件）

第5条 補助対象保育士は、事業実施者に採用された者であって、保育所等に勤務する常勤職員のうち、採用された日から起算して10年以内の者とする。ただし、平成24年度以前に宿舎に入居している者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象保育士としないものとする。

（1）保育所等の施設長である場合

（2）事業実施者から、住居手当等を支給されている場合

（3）他の市町村（特別区を含む。）で実施している保育士宿舎借り上げ等に類する事業の対象者と同居をしている場合

（4）住民票上の世帯主（これに準ずる者を含む。）でない場合

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

（1）補助対象保育士の入居期間中の家賃

（2）共益費及び管理費

（3）その他、市長が必要と認める経費

2 事業実施者が補助対象保育士から前項各号に掲げる経費の一部を徴収している場合の補助対象経費は、同項各号に掲げる経費から当該徴収金額を減じて得た額とする。

（補助額）

第7条 市長は、別表に定める基準により算出した額（以下「補助額」という。）を事業実施者に補助するものとする。ただし、補助金の交付は予算の範囲内において行うものとする。

2 前項の規定により算出した補助額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第8条 事業実施者は、補助金の交付を受けようとする場合、四半期ごとに、川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象保育士が勤務する施設ごとに、市長に申請しなければならない。

（1）補助対象保育士内訳書（第2号様式）

（2）本人負担額確認書（第3号様式）。ただし、事業実施者が補助対象保育士から月額82,000円以内の家賃に相当する経費の一部を徴収する場合及び月額82,000円超の家賃に相当する経費の一部を徴収することで事業実施者の負担額が月額82,000円を下回る場合に限る。

（3）補助対象保育士に係る不動産賃貸借契約書の写し、雇用契約書の写し、住民票の写し、保育士登録証、免許証又は免許状の写し、事業実施者が家賃を振り込んだことを証する書類の写し及び給与明細書の写し、又はこれに代わる書類の写しとする。

（交付の決定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、補助金の交付の決定を行い、川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1）補助金を他の用途に使用してはならないこと。
- （2）補助事業を中止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- （4）その他市長が必要と認める条件

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）前条に規定する条件に違反したとき。
- （3）その他交付について不相当と認めるとき。

（返還命令）

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

（実績報告）

第13条 事業実施者は、事業実施期間終了後30日以内に、川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書（第5号様式）に補助対象保育士実績報告内訳書（第6号様式）を添えて、市長に報告するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

補助額
<p>一戸あたり、月額82,000円（居住日数が1月未満の場合は、82,000円を対象月の総日数で除した額に居住日数を乗じて得た額とする。以下同じ。）に3/4を乗じて得た額とする。ただし、第6条に規定する補助対象経費の額が月額82,000円を下回る場合は当該補助対象経費の額に3/4を乗じて得た額とする。</p>